

評価証明書、課税証明書 必要書類等一覧

申請者	申請できる資産	評価 証明	課税 証明	必要書類等
所有者（本人）	所有している資産	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
所有者（法人）※ 3	所有している資産	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③法人から申請者への委任状※ 4 ④手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
代理人 （所有者と同居同世帯の人、税理士 事務所等の事務員等）※ 5	証明書取得について 所有者に委任を受け た資産	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③所有者本人からの委任状 （法人からの委任の場合は法人の代表者印が押印されたもの） ④手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
相続人	所有者から相続した 資産	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③所有者の死亡、相続関係が確認できる書類 （除籍謄本、戸籍謄本、法定相続情報一覧図等） ④手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
相続財産清算人	相続財産管理の対 象となる資産	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③相続財産清算人に選任されたことが確認できる書類 （相続財産清算人選任の審判書謄本等） ④手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
納税管理人	納税管理の対象とな る資産	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
成年後見人	成年被後見人の所 有する資産	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③成年後見人であることの登記事項証明書または 家庭裁判所の発行する審判書謄本及び審判の確定証明書 ④手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
保佐人、補助人	被保佐人、被補助 人の所有する資産	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③保佐人または補助人であることの登記事項証明書または 家庭裁判所の発行する審判書謄本及び審判の確定証明書 ※「代理権の範囲」に証明の請求権の記載があるものに限り ④手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
売買によって1月2日以降に所有者と なった方	所有している資産	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③申請日時時点で所有者であることが確認できる書類 ※所有権移転が確認できる登記事項証明書等 ※未登記物件は新所有者へ変更したことが分かる書類※ 6 ④手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
弁護士、司法書士 （統一様式による申請）	当該目的の資産	○	×	①申請書（統一様式） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
宅地建物取引業者	証明書取得について 所有者に委任を受け た資産	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③証明書取得委任及び対象物件について記載された媒介契約書※ 7 または所有者から宅地建物取引業者への委任状※ 8 ④手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
借地人	賃貸している土地	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③申請日時時点で借地人であることが確認できる書類（賃貸借契約書等） または所有者本人からの委任状 ④手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
借家人	賃貸している家屋と その敷地※ 9	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③申請日時時点で借家人であることが確認できる書類（賃貸借契約書等） または所有者本人からの委任状 ④手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
訴訟等の申立人	当該目的の資産	○	×	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③訴状及び証拠書類（売買契約書、登記簿謄本等） ④申請者が申立人でない場合は委任状 ⑤手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2

任意競売の申立人	当該目的の資産	×	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③申立書 ④担保権の存在を証する文書 （登記事項証明書、確定判決、契約書等） ⑤申請者が申立人でない場合は委任状 ⑥手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
強制競売の申立人	当該目的の資産	×	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③申立書及び執行力のある債務名義の正本 ④③がない場合は申立書の案及び登記簿謄本もしくは債務証書等 ⑤申請者が申立人でない場合は委任状 ⑥手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
競落人（競売）	当該目的の資産	○	×	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③代金納付期限通知書 ④申請者が申立人でない場合は委任状 ⑤手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
競落人（公売）	当該目的の資産	○	×	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③公売担当部局からの依頼文または売却決定通知書 ④手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2
固定資産を処分する権利を有する方 ※ 1 0	当該資産	○	○	①申請書（HPもしくは窓口にあります） ②申請者の本人確認書類※ 1 ③選任されたことを明らかにできる書類 （裁判所からの書面、登記事項証明書等） ④手数料（1名義、1年度につき300円）※ 2

※ 1：マイナンバー（個人番号）カード、運転免許証、パスポート、資格者証等

※ 2：例）豊明 太郎（個人所有）請求の場合 300円

豊明 太郎（個人所有）と豊明 太郎 外 1 名（共有所有）請求の場合 600円

ただし、物件ごとに証明書発行を希望される場合は 1 物件につき300円

※ 3：法人の代表者、従業員どちらが申請者の場合でも、法人からの委任状が必要です。

ただし、豊明市指定の申請書で申請いただく場合は、表面の法人押印欄に押印があれば委任状は不要です。

※ 4：委任状は原本をご提示ください。原本は必要であれば確認後返却いたします。

法人からの委任状には、法人名・代表者名等の記名及び法人の代表者印の押印が必要です。

ただし、豊明市指定の申請書で申請いただく場合は、表面の法人押印欄に押印があれば委任状は不要です。

※ 5：同居同世帯の場合委任状は不要ですが、証明書取得時現在、豊明市外にお住まいの場合は同居同世帯であることの確認が出来ないため、

委任状もしくは同居同世帯の親族が記載された住民票をご提示ください。

※ 6：未登記家屋所有者変更届

税務課資産税係に変更届がすでに提出されており新所有者に所有権移転されたことが確認できる場合は、新所有者の本人確認のみで発行可能です。

変更届がまだ提出されておらず、新所有者であることが確認できない場合は、1月1日時点の所有者からの委任状が必要です。

※ 7：媒介契約書は契約日及び特約事項に税証明取得についての委任の内容が記入されており、原本かつ有効期限内のものに限ります。

有効期限の記載がないものは受付できません。土地のみの記載の場合、建物の証明は出せません。

未登記の建物がある場合についても、当該物件が記載してあるか、備考欄等に「当該土地にある未登記物件も含む」等の記載がない場合、証明は出せません。

※ 8：法人への委任で、その法人の従業員が窓口で申請する場合、その法人から従業員への委任状が必要です。

※ 9：土地と家屋の所有者が異なる場合は、家屋の賃貸借契約書に家屋敷地の地番記載があれば発行可能です。

※ 1 0：以下の法令に該当する者に限られます。

申請者	根拠法令
所有者	—
保全管理人	破産法第91条第2項、民事再生法第79条第2項、会社更生法第30条第2項、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第51条第2項
管財人	会社更生法第42条第1項、民事再生法第64条第2項
金融整理管財人	預金保険法第77条第2項、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第11条第2項
破産管財人	破産法第74条
保険管理人	保険業法第242条第2項
預金保険機構	預金保険法第126条の5第1項
承認管財人	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第32条第2項
管理人	農水産業協同組合貯金保険法第85条第2項